

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	843	支 払 手 形	217
電 子 記 録 債 権	294	電 子 記 録 債 務	1,654
完 成 工 事 未 収 入 金	16,315	工 事 未 払 金	11,576
売 掛 金 (兼 業)	3,317	未 払 金	107
未 成 工 事 支 出 金	1,286	未 払 法 人 税 等	146
材 料 貯 蔵 品	678	未 払 費 用	498
短 期 保 証 金	4	未 成 工 事 受 入 金	2,843
親 会 社 預 け 金	6,516	預 り 金	662
未 収 入 金	832	工 事 補 償 引 当 金	55
そ の 他	21	工 事 損 失 引 当 金	235
流 動 資 産 合 計	<u>30,110</u>	資 産 除 去 債 務	104
		そ の 他	4
		流 動 負 債 合 計	<u>18,106</u>
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	807
建 物 ・ 構 築 物	2,722	退 職 給 付 引 当 金	3,006
建 物 ・ 構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	△ 2,227 494	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27
機 械 ・ 運 搬 具	3,569	資 産 除 去 債 務	280
機 械 ・ 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	△ 3,355 213	そ の 他 固 定 負 債	70
工 具 器 具 ・ 備 品	666	固 定 負 債 合 計	<u>4,192</u>
工 具 器 具 ・ 備 品 減 価 償 却 累 計 額	△ 615 50		
土 地	3,325	負 債 合 計	22,298
建 設 仮 勘 定	2		
有 形 固 定 資 産 合 計	4,086	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産		株 主 資 本	
ソ フ ト ウ ェ ア	95	資 本 金	4,500
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	
無 形 固 定 資 産 合 計	95	資 本 準 備 金	260
投 資 そ の 他 の 資 産		資 本 剰 余 金 合 計	260
投 資 有 価 証 券	2,873	利 益 剰 余 金	
関 係 会 社 株 式	7	利 益 準 備 金	445
前 払 年 金 費 用	347	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,219
繰 延 税 金 資 産	652	利 益 剰 余 金 合 計	8,665
長 期 保 証 金	458	株 主 資 本 合 計	<u>13,425</u>
そ の 他	152	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
貸 倒 引 当 金	△ 27	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,279
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	4,464	土 地 再 評 価 差 額 金	1,754
固 定 資 産 合 計	<u>8,647</u>	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	<u>3,034</u>
		純 資 産 合 計	16,459
資 産 合 計	38,758	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,758

損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	24,535	
兼業事業売上高	6,275	30,811
売上原価		
完成工事原価	21,612	
兼業事業売上原価	6,095	27,707
売上総利益		
完成工事総利益	2,923	
兼業事業総利益	180	3,103
販売費及び一般管理費		2,105
営業利益		998
営業外収益		
受取利息及び配当金	167	
その他の	44	211
営業外費用		
雑支出	2	2
経常利益		1,207
税引前当期純利益		1,207
法人税、住民税及び事業税	252	
法人税等調整額	82	335
当期純利益		872

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法による原価法
材料貯蔵品	先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)によっている。

(2) 無形固定資産

定額法

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 工事補償引当金

完成工事及び売上不動産(分譲住宅のみ)の瑕疵担保・アフターサービス等の費用に備えるため、当期完成工事高及び不動産事業等売上高(分譲住宅のみ)に対して、過去の実績率を基礎に将来の支出見込額を計上している。

(3) 工事損失引当金

期末における受注繰越工事のうち将来損失発生が見込まれ、その損失額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に全額費用処理している。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社の主要な事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりである。

工事契約を締結している建築事業及びPC部材販売事業においては、工事または製造、運搬の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当事業年度末までに実施した工事または製造、運搬に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって工事進捗度とする原価比例法によっている。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識している。

取引の対価を受領する時期は契約条件毎に異なるものの、当事業年度において取引価格に重要な金融要素を含む工事契約はない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

(2) 売上高、売上原価及び売上総利益の表示方法の変更

従来、損益計算書上へPC部材販売における売上高、売上原価及び売上総利益は、建設事業の完成工事高、完成工事原価及び完成工事総利益として表示しており、また、サブリース事業における売上高、売上原価及び売上総利益は不動産事業等売上高、不動産事業等売上原価及び不動産事業等売上総利益として表示していたが、建設業法施行規則に基づき、当事業年度よりPC部材販売、サブリース事業に係る売上高、売上原価及び売上総利益は兼業事業売上高、兼業事業売上原価及び兼業事業総利益として表示している。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり認識される完成工事高及び兼業事業売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

25,044 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原価比例法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高及び兼業事業売上高は、合理的に見積られた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しているが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高及び兼業事業売上高が変動し、翌期以降の各期の業績に影響を与える可能性がある。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

長期保証金	353 百万円(※1)
関係会社株式	7 百万円

(※1)「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」等の定めに従い供託している資産を計上している。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記分を除く)

	百万円
短期金銭債権	94
短期金銭債務	7,516

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正平成17年7月26日)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条4号に定める路線価に基づいて合理的な調整を行い算出している。
	なお、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用したことにより、減損損失を計上し、再評価に係る繰延税金負債、土地再評価差額金を取崩している。

再評価を行った年月日 …………… 平成14年3月31日

4. 工事損失引当金に対応する棚卸資産

両建てで表示している工事損失引当金に対応する未成工事支出金等の金額 一 百万円

5. 顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産

	百万円
完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権	11,141
完成工事未収入金のうち、契約資産	5,173
売掛金(兼業)のうち、顧客との契約から生じた債権	841
売掛金(兼業)のうち、契約資産	2,476

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	百万円
売上高	120
売上原価	0
営業取引以外の取引高	67

2. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 190 百万円

3. 研究開発費の総額 10 百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式数

普通株式

70,356,789 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	配当の原資	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	効力発生日
令和7年6月23日 定時株主総会	利益剰余金	100	1円42銭	令和7年7月31日

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産・負債の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	947
未払賞与	144
資産除去債務	121
工事損失引当金	74
工事補償引当金	17
事業税充当金	17
その他	53
繰延税金資産小計	1,375
評価性引当額	△ 12
繰延税金資産合計	1,362
繰延税金負債	百万円
その他有価証券評価差額金	△ 588
前払年金費用	△ 109
その他	△ 12
繰延税金負債合計	△ 710
繰延税金資産(負債)の純額	652

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定している。

電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金(兼業)に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっている。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(※2)	2,866	2,866	—

(※1) 現金預金、電子記録債権、完成工事未収入金、売掛金(兼業)、親会社預け金、支払手形、電子記録債務、工事未払金、未払金及び預り金については現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(※2) 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額7百万円)は、投資有価証券には含めていない。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	233円94銭
1株当たりの当期純利益	12円40銭

IX. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

X. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び千葉工場ストックヤード用敷地について、不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上している。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得日より1年から8年、割引率は0.05%から0.92%を採用している。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	百万円
期首残高	368
時の経過による調整額	0
有形固定資産の取得による増加額	—
資産除去債務の積み増しによる増加額	24
資産除去債務の履行による減少額	△ 8
期末残高	384

(4) 貸借対照表に計上していない資産除去債務

川越工場ストックヤード用敷地について、不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また、事業戦略上、移転等の予定もないことから、債務の履行時期の予測が極めて困難であり資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を貸借対照表に計上していない。